

令和7年度

農企業者経営力強化事業 (新規就農タイプ) の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の

新たな農業ビジネスに取り組み、

売上高1千万円を目指す

農業経営体に支援を行います。

【募集期間】

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL 075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL 075-417-6888
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
メール：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農企業者経営力強化事業（新規就農タイプ）

事業概要

補助対象者	次の要件を<u>すべて満たす</u>農業経営体 ①京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体 ②新規就農後10年以内であること ③過去3箇年の売上高の平均が1千万円未満であること（農業部門に限る） ④認定就農者又は認定農業者（事業完了後3箇年以内に、認定を受けることが確実に見込まれる場合を含む） ⑤地域計画において定められた地域内の農業を担う者（事業採択年度内に満たすことが確実と見込まれる場合を含む） ⑥過去に本事業を活用していない者
対象事業 （消費税及び地方消費税を除く。）	次の2つのいずれも対象（いずれかの実施も可） ①ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 ②ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・売上高1千万円以上を目標として設定すること ・売上高20%以上の増加もしくは20%以上の経営規模拡大
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	1,500千円
事業期間	1箇年度以内
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。
審査・採択	ビジネスプランの実現可能性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

令和7年度

農企業者経営力強化事業 (2千万円タイプ) の申請を募集します

集落を越えた地域農業者と連携し、作業受託、農地集積や

契約栽培等により**売上高2千万円**を目指す農企業者に、

補助・融資一体型の支援を行います。

企業の農業参入を促進するため、農畜産物の生産を行う

一般法人にも事業を活用いただけます。

【募集期間】

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL 075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL 075-417-6888
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
メール：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農企業者経営力強化事業(2千万円タイプ)

事業概要

補助 対象者	次の要件を満たす農業経営体 ①府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人（事業完了後3箇年以内に満たすことが確実に見込まれる場合を含む） ②認定農業者 ③地域計画において定められた地域内の農業を担う者（事業採択年度内に満たすことが確実に見込まれる者を含む） ④過去3箇年の売上高の平均が1,000万円以上2,000万円未満であること（ 農業又は畜産部門に限る ） ⑤債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む） ⑥過去に本事業を活用していない者（過去に活用したタイプの計画目標を達成している場合、別タイプに限り申請可能）
対象事業 （消費税及び地方消費税を除く。）	次の2つのいずれも対象（いずれかの実施も可） ①ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 ②ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・年間の売上額が2千万円を超える事業計画となっていること ・20%以上の経営規模拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること ・事業完了後3箇年以内に、1名以上の常時雇用者の確保を目標とすること （ただし、事業完了前に、常時雇用者を1名以上雇用している場合は、事業完了後3箇年以内に、新規就農研修生の受け入れ又は新規の常時雇用者1名以上の確保を目標とすること） ・事業費総額の30%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	20,000千円
事業期間	申請年度を含む2箇年度以内（各年度、交付決定を行います）
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。
審査・採択	ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

令和7年度

農企業者経営力強化事業 (5千万円タイプ) の申請を募集します

集落を越えた地域農業者と連携し、作業受託、農地集積や

契約栽培等により**売上高5千万円**を目指す農企業者に、

補助・融資一体型の支援を行います。

企業の農業参入を促進するため、農畜産物の生産を行う

一般法人にも事業を活用いただけます。

【募集期間】

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL 075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL 075-417-6888
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
メール：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農企業者経営力強化事業(5千万円タイプ)

事業概要

補助対象者	次の要件を満たす農業経営体 ①府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人（事業完了後3箇年以内に満たすことが確実に見込まれる場合を含む） ②認定農業者 ③地域計画において定められた地域内の農業を担う者（事業採択年度内に満たすことが確実に見込まれる者を含む） ④過去3箇年の売上高の平均が2,000万円以上5,000万円未満であること（農業又は畜産部門に限る） ⑤債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む） ⑥過去に本事業を活用していない者（過去に活用したタイプの計画目標を達成している場合、別タイプに限り申請可能）
対象事業 （消費税及び地方消費税を除く。）	次の2つのいずれも対象（いずれかの実施も可） ①ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 ②ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・年間の売上額が5千万円を超える事業計画となっていること ・20%以上の経営規模拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること ・事業完了後3箇年以内に、2名以上の新規常時雇用者を含む、3名以上の常時雇用者の確保を目標とすること ・事業費総額の40%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	20,000千円
事業期間	申請年度を含む2箇年度以内（各年度、交付決定を行います）
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。
審査・採択	ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

令和7年度 農企業者経営力強化事業 (1億円タイプ) の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の新たな農業ビジネスに
取り組み、**売上高1億円**を目指す農業経営体に、

補助・融資一体型の支援を行います。

企業の農業参入を促進するため、農産物の生産を行う
一般法人にも事業を活用いただけます。

【募集期間】

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL 075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL 075-417-6888
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
メール：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農企業者経営力強化事業（1億円タイプ）

事業概要

補助対象者	次の要件を満たす農業経営体 ①府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人（事業完了後3箇年以内に満たすことが確実に見込まれる場合を含む） ②認定農業者 ③地域計画において定められた地域内の農業を担う者（事業採択年度内に満たすことが確実と見込まれる者を含む） ④過去3箇年の売上高の平均が5,000万円以上1億円未満であること（農業部門に限る） ⑤債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む） ⑥過去に本事業を活用していない者（過去に活用したタイプの計画目標を達成している場合、別タイプに限り申請可能）
対象事業（消費税及び地方消費税を除く。）	次の2つのいずれも対象です（いずれかの実施も可） ①ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 ②ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・年間の売上額が1億円を超える事業計画となっていること ・20%以上の経営規模拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること ・事業完了後3箇年以内に、2名以上の新規常時雇用者を含む、5名以上の常時雇用者の確保を目標とすること ・事業費総額の50%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	30,000千円（各年度に交付する補助額の計）
事業期間	申請年度を含む2箇年度以内（各年度、交付決定を行います）
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口に申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。
審査・採択	意見聴取会議において申請内容等をお聞きし、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

令和7年度

農企業者経営力強化事業 (2億円・3億円タイプ) の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の新たな農業ビジネスに
取り組み、**売上高2億円・3億円**を目指す農業経営体に、
補助・融資一体型の支援を行います。

企業の農業参入を促進するため、農産物の生産を行う
一般法人にも事業を活用いただけます。

【募集期間】

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL 075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL 075-417-6888
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL 0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
メール：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農企業者経営力強化事業(2億円・3億円タイプ)

事業概要

補助対象者	次の要件を満たす農業経営体 ①府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人（事業完了後3箇年以内に満たすことが確実に見込まれる場合を含む） ②認定農業者 ③地域計画において定められた地域内の農業を担う者（事業採択年度内に満たすことが確実に見込まれる者を含む） ④過去3箇年の売上高の平均が1億円以上であり、かつ直近2期の売上高がいずれも2.5億円未満であること（農業部門に限る） ⑤債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む） ⑥過去に本事業を活用していない者（過去に活用したタイプの計画目標を達成している場合、別タイプに限り申請可能）
対象事業 （消費税及び 地方消費税を 除く。）	次の2つのいずれも対象です（いずれかの実施も可） ①ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 ②ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・年間の売上額2億円又は3億円を目標とする事業計画となっていること ・売上高5千万円以上の増加を目標とすること ・事業完了後3箇年以内に、<u>3名以上の新規常時雇用者、財務マネージャー等の専門家を含む</u>、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること ・事業費総額の60%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	30,000千円（各年度に交付する補助額の計）
事業期間	申請年度を含む2箇年度以内（各年度、交付決定を行います）
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。
審査・採択	意見聴取会議において申請内容等をお聞きし、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

令和7年度

農企業者経営力強化事業
募集要領

募集期間

令和7年4月7日（月）～5月9日（金）

※ 募集期間最終日の17時必着

京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4918

E-Mail ninaite@pref.kyoto.lg.jp

目次

I	農企業者経営力強化事業の概要	1
II	応募申請の概要	6
III	関係法令	15
	様式集	16

I 農企業者経営力強化事業の概要

【 目的 】

地域資源を活用した商品開発など新たな農業ビジネスに取り組み、雇用拡大や所得向上を目指す農業経営体に、補助・融資一体型の支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

企業の農業参入を促進するため、農産物の生産を行う一般法人にも事業を活用いただけます。

詳しくは、事業の実施要領をご確認ください。

【 事業実施主体 】

事業実施主体（以下「実施主体」という。）は次のとおりとする。

1 新規就農タイプ

実施主体は、次の（１）から（６）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体であること。
- （２）新規就農後 10 年以内であること。
- （３）過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1,000 万円未満であること。
- （４）事業実施市町村で認定を受けている認定就農者又は認定農業者（事業完了後 3 箇年以内に認定を受けると見込まれる場合を含む）であること。
- （５）事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者（事業採択年度内に掲げられると見込まれる者を含む）であること。
- （６）過去に本事業を活用していないこと。

2 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（１）又は（２）かつ（３）から（７）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- （２）事業完了後 3 箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- （３）事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- （４）事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者（事業採択年度内に掲げられると見込まれる者を含む）であること。

(5) 売上高については、以下のとおりであること。

ア 2千万円タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業又は畜産部門)が1,000万円以上2,000万円未満であること。

イ 5千万円タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業又は畜産部門)が2,000万円以上5,000万円未満であること。

ウ 1億円タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が5,000万円以上1億円未満であること。

エ 2・3億円タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が1億円以上であり、かつ直近2期の売上高がいずれも2.5億円未満であること。

(6) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。

(7) 過去に本事業を活用していないこと。(ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請可能。)

【 対象事業 】

農業経営体の経営強化を図る取組のうち、次に掲げるものを対象とします。

1 推進事業

商品開発、コンサルタント相談、マーケティング 等

2 施設・機械整備事業

農業生産、食品加工施設・機械整備 等

【 補助率等 】

補助率 助成対象経費の30%以内

補助額上限 150万円(新規就農タイプ)
2,000万円(2千万円タイプ、5千万円タイプ)
3,000万円(1億円タイプ、2・3億円タイプ)

助成期間 1箇年度以内(新規就農タイプ)
2箇年度以内(新規就農タイプ以外)※各年度交付決定

【 申請手続 】

事業実施地域を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局の長を経由して、知事へ申請書を提出してください。

【 審査・採択 】

ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助事業を採択します。

【 申請書類 】

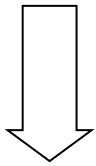
	申請書類 の名称	内容
申請時	ビジネス プラン審査申請書 (別記第1号、 第2号様式)	以下の資料を添付して下さい。 ① 申請書類チェックリスト ② 法人にあっては、法人登記事項証明書、定款、役員名簿及び直近3期分の決算書。個人にあっては直近3期分の確定申告書（受付印のあるもの） ③ 別記第2号様式（別紙1）「損益計算書」 （法人にあっては「法人用」、個人にあっては「個人用」を作成） ④ 別記第2号様式（別紙2）「販売費及び一般管理費の内訳表」 ⑤ 別記第2号様式（別紙3）「商品別の売上高及び営業利益内訳表」 ⑥ 別記第2号様式（別紙4）「販売先別売上高内訳表」 ⑦ 別記第2号様式（別紙5）「資金調達及び償還計画書」 ⑧ 「施設・機械整備事業」に取り組む場合 ・施設にあっては、別記第2号様式（参考様式）「施設規模決定根拠」及び「施設利用計画及び収支計画」 ・機械にあっては、別記第2号様式（参考様式）「農業用機械規模決定根拠」 ⑨ その他（見積書、カタログ、設計図面等）
審査後	事業計画 承認申請書	別記第3号様式 ※審査後ブラッシュアップしたビジネスプランを添付（第2号様式）
計画承認後	補助金交付申請書	別記第6号様式 ※承認されたビジネスプランを添付

その他、事業の進捗に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

【 事業の流れ 】 新規就農タイプ、2千万円タイプ、5千万円タイプ

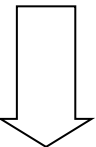
ビジネスプランの作成

- ・期日までに広域振興局等へビジネスプランを添えて事業計画の審査を申請します。



ヒアリングを実施

- ・内容確認のため別途ヒアリングを行います。
- ・ヒアリング終了後、計画書をブラッシュアップし、計画承認を申請します。



事業実施承認 (8月)

- ・実施要領に基づき、補助金交付申請等必要な手続きを行います。



補助金交付申請

- ・(事業実施承認後、補助金交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届を提出してください。)



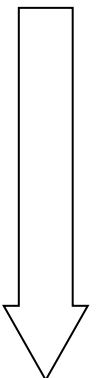
補助金交付決定

(9月～10月)



事業実施

- ・交付決定後に補助対象事業に着手してください(交付決定前着手届が提出されていない場合、事前着手した事業は補助対象外です)。
- ・事業内容や経費等に変更が必要なときは事前に相談してください。
- ・現地調査や状況調査等の協力をお願いすることがあります。



事業実績報告

- ・事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。毎年度、提出が必要ですので御注意ください。



事業実施後の状況報告

- ・事業成果の把握のため、事業完了後5年間、状況報告をお願いします。
- ・年度毎の売上高が目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、農業ビジネスセンター京都等の専門家派遣による指導・助言を受けていただきます。
- ・事業による取得財産を処分、貸付等する場合には事前に御相談ください。

※ 日程は、申請数により前後することがあります。

【 事業の流れ 】 1 億円タイプ、2・3 億円タイプ

ビジネスプランの作成

- ・期日までに広域振興局等へビジネスプランを添えて事業計画の審査を申請します。

意見聴取会議

(6月～7月)

- ・委員の前で、ビジネスプランの内容についてプレゼンテーションを行います。
- ・これに先立ち、必要に応じてプレゼンテーションの研修会を実施します。
- ・なお、内容確認のため事務局が別途ヒアリング等を行うことがあります。
- ・審査後、計画書をブラッシュアップし、計画承認を申請します。

事業実施承認 (8月)

- ・実施要領に基づき、補助金交付申請等必要な手続きを行います。

補助金交付申請

(事業実施承認後、補助金交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届を提出してください。)

補助金交付決定 (9～10月)

事業実施

- ・交付決定後に補助対象事業に着手してください(交付決定前に着手した事業は補助対象外です)。
- ・事業内容や経費等に変更が必要なときは事前に相談してください。
- ・現地調査や状況調査等の協力をお願いすることがあります。

事業実績報告

- ・事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。毎年度、提出が必要ですので御注意ください。

事業実施後の状況報告

- ・事業成果の把握のため、事業完了後5年間、状況報告をお願いします。
- ・年度毎の売上高が目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、農業ビジネスセンター京都等の専門家派遣による指導・助言を受けていただきます。
- ・補助事業により取得した財産を処分、貸付等をする場合には事前に御相談ください。

※ 日程は、申請数により前後することがあります。

Ⅱ 応募申請の概要

1 応募資格

① 新規就農タイプ

実施主体は、次の（１）から（６）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体であること。
- （２）新規就農後 10 年以内であること。
- （３）過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1,000 万円未満であること。
- （４）事業実施市町村で認定を受けている認定就農者又は認定農業者（事業完了後 3 箇年以内に認定を受けると見込まれる場合を含む）であること。
- （５）事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者（事業採択年度内に掲げられると見込まれる者を含む）であること。
- （６）過去に本事業を活用していないこと。

② 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（１）又は（２）かつ（３）から（７）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- （２）事業完了後 3 箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- （３）事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- （４）事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者（事業採択年度内に掲げられると見込まれる者を含む）であること。
- （５）売上高については、以下のとおりであること。

ア 2 千万円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 1,000 万円以上 2,000 万円未満であること。

イ 5 千万円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 2,000 万円以上 5,000 万円未満であること。

ウ 1 億円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 5,000 万円以上 1 億円未満であること。

エ 2・3 億円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1 億円以上であり、かつ直

近2期の売上高がいずれも2.5億円未満であること。

- (6) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。
- (7) 過去に本事業を活用していないこと。(ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請可能。)

また、ビジネスプランは各タイプにより次の要件を満たす必要があります。

「新規就農タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上額1,000万円を超えるビジネスプランとなっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時点より20%以上の経営規模(※1)の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。

「2千万円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上額2,000万円を超えるビジネスプランとなっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時点より20%以上の経営規模(※1)の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、1名以上の常時雇用者(※2)の確保を目標とすること。ただし、事業完了前に常時雇用者を1名以上雇用している場合は、事業完了後3箇年以内に、新規就農研修生(※3)の受入れ又は新規の常時雇用者1名の確保を目標とすること。
- (4) 事業費総額の30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。

「5千万円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上額5,000万円を超えるビジネスプランとなっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時点より20%以上の経営規模(※1)の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、3名以上の常時雇用者(※2)確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。
- (4) 事業費総額の40%以上を金融機関からの融資により資金調達する

こと。

「1億円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に年間の売上額1億円を超えるビジネスプランとなっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時点より20%以上の経営規模(※1)の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、5名以上の常時雇用者(※2)の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。
- (4) 事業費総額の50%以上を銀行等の金融機関からの融資によって調達すること。

「2億円・3億円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に年間の売上額2億円から3億円を超えるビジネスプランとなっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に5千万円以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に8名以上の常時雇用者を確保を目標とすること。ただし、3名以上は新規の常時雇用者であること。なお、常時雇用者には、財務マネージャー等の専門家を含むこと。
- (4) 事業費総額の60%以上を銀行等の金融機関からの融資によって調達すること。

※1 経営規模とは農業の場合は経営面積、畜産業の場合は頭羽数で判断します。

※2 常時雇用者は「年間150日以上雇用されている者」とし、労災保険、雇用保険など社会保険に加入させているものとします。

※3 新規就農研修生は「年間概ね1,200時間以上研修している者」とします。

2 補助対象事業及び対象経費

(1) 補助の対象となるもの

地域資源を活用した製品の活用などの新たな農業ビジネスに取り組み、地域の雇用拡大と所得の向上を目指すことを目的に実施するもののうち次に掲げるもの

区 分	推進事業	施設・機械整備事業
内 容	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
助成対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る。

(2) 補助の対象とならないもの

- ア 同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合
- イ 実現可能性のない事業（必要な許認可を得る見込みがない事業を含む。）
- ウ 令和8年3月末日までに完了しない事業（助成期間が2箇年度の場合は、令和9年3月末日までに完了しない事業。ただし、年度ごとに事業実績報告が必要です。）
- エ 申請日の前に着手若しくは完了している事業
- オ 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税など）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- カ 容易に農業以外に使用可能な機械・施設類
（例 パソコン、軽トラ、バックホー 等）

3 融資

(1) 貸付決定について

- ・事業の実施に当たっては、事業費総額の一定割合以上を融資によって資金調達することを要件としています（新規就農タイプ除く）ので、ビジネスプランの承認申請及び補助金交付申請に先立ち、金融機関による貸付決定を受けていること又は金融機関による貸付決定審査において当事業の採択を条件に貸付を受けること等が確実となっていることについて、関係機関の職員が確認することとしています。

(2) 金融機関について

- ・融資元となる金融機関は、普通銀行（株式会社ゆうちょ銀行を含む。）、協同組織金融機関（信用組合、信用金庫、農協等）又は株式会社日本政策金融公庫とし、これらの金融機関から資金調達した場合に当事業が活用できるものとします。
- ・消費者金融（サラリーマン金融）及び事業者金融（商工ローン）からの融資を受けた場合は、事業の対象となりません。

• 融資元となる金融機関の例

① 協同組織金融機関

農林中央金庫、信用協同組合及び協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合

② 普通銀行

銀行法により免許を受けて銀行業を営む株式会社

③ 日本政策金融公庫

④ その他

ただし、貸金業法第2条の登録を受けた業者のうち、いわゆる消費者金融（サラリーマン金融）及び事業者金融（商工ローン）を営む業者は含まれません。

4 申請先等

(1) 提出先

事業の実施地域に応じて、下記の所管区域の受付先に提出してください。

所管区域	受付・お問い合わせ先	電話番号
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-3212
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0371
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2593
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局 農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4305
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-414-4918
	農業ビジネスセンター京都 (一般社団法人京都府農業会議) 〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入 丁子風呂町104-2 京都府庁西別館内	075-417-6888

※ 郵送等で送付する場合は、必ず事前に連絡を入れてください。

※ 申請期限に必着とします。遅れないよう御準備ください。

(2) 提出書類

P3の【申請書類】を参照願います。

5 申請から採択までの流れ

(1) 事業内容の聞取り

- ・ 広域振興局等の職員又は専門家が、電話や訪問により、活動内容や課題などをお聞きすることがあります(訪問の場合は事前に日程を調整します。)

(2) 意見聴取会議の開催(1億円タイプ及び2・3億円タイプ)

- ・ 府外部の有識者等で構成された意見聴取会議を開催し、申請者から事業内容をお聞きします(パワーポイントによる説明を想定しています。)
- ・ なお、意見聴取会議の委員には事前に資料を送付し、内容を確認していただきます。

(3) 採択

- ・ 意見聴取会議もしくは専門家の意見を参考にして、府が採択するビジネスプランを決定します。

6 注意事項

(1) 補助金の支払いについて

- ・ 補助金は各年度の予算の範囲内で交付します。そのため、採択された場合であっても、希望された金額のすべてに応じられない場合があります。
- ・ 各年度、事業完了後に事業実績報告を提出していただき、広域振興局等において検査を行います。なお、補助事業として不適切な支出が認められた場合など、検査結果によっては申請された補助金額のすべてに応じられない場合があります。
- ・ 補助金の支払いは、原則として毎年度事業完了後に補助金の額が確定した上で行います。ただし、実施主体から要望があり、事業遂行上必要と認められる場合に限り、概算払を受けることができますが、金融機関からの貸付決定が得られていない場合は概算払請求をすることができません。

(2) 事業の実施について

- ・ 事業実施主体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従うとともに、補助金を他の用途に使用することはできません。

- 補助金の適正な執行を担保するため、事業の実施に当たっては、3者以上からの見積書の徴収、入札の実施及び契約の締結等の手続きを踏むよう留意願います。事業実施年度末に補助金の執行検査を実施しますが、その際これらの手続きに関する書類を提示していただく必要があります。
- 補助事業の内容の変更や中止等の事情変更が生じたときや、やむを得ず補助事業による取得財産を処分、貸付等したりする場合には、事前に広域振興局等に報告し、指示を受けてください。これらが無断で行った場合には、補助金の返還を求めることがあります。
- 府は、補助事業の適正を期するため、事業遂行状況報告の提出を求めたり、立ち入り検査を実施することがあります。事業完了後も同様の調査を行うことがありますので御協力願います。
- 事業の成果を把握するため、事業完了後5年間は状況報告をお願いします。また事業に係る帳簿や伝票類は必ず10年間保存してください。
- 本事業により整備した施設及び機械等については、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入してください。

Ⅲ 関係法令

補助金の交付に関する規則（抄）

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、申請書に補助事業等に関する事業計画書および収支予算書ならびにその他知事の必要とする書類を添え、知事が別に時期を定めたときはその時期までに知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定等）

第6条

2 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または交付の条件を附して補助金等の交付の決定をすることがある。

（決定の通知）

第7条 知事は、補助金等の交付または不交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請書等記載事項の変更）

第9条 補助事業者等が第5条の規定により提出した申請書またはその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、変更の内容および理由を記載した書類を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者等は、別に知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）その他知事が必要とするときは、別に知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に収支決算書その他知事の必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。

農企業者経営力強化事業実施要領

制定 令和3年3月29日3経第244号農林水産部長通知
改正 令和5年7月13日5経第499号農林水産部長通知
改正 令和5年10月25日5経第660号農林水産部長通知
改正 令和7年3月24日7経第202号農林水産部長通知

第1 目的

地域資源を活用した産品の開発等により地域の雇用拡大と所得向上を目指す農業経営体の経営強化を図るため、補助・融資一体型の支援を行い、地域経済の活性化を図る。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業種目で構成し、実施要件、事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額及び実施期間については、別表1から別表5に掲げるとおりとする。

- 1 新規就農タイプ
- 2 2千万円タイプ
- 3 5千万円タイプ
- 4 1億円タイプ
- 5 2・3億円タイプ

第3 事業実施主体

事業実施主体（以下「実施主体」という。）は次のとおりとする。

1 新規就農タイプ

実施主体は、次の（1）から（6）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （1）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体
- （2）新規就農後10年以内であること。
- （3）過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が1,000万円未満であること。
- （4）事業実施市町村で認定を受けている認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けている者という。）、事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。）又は事業完了後3箇年以内に認定農業者になることが確実と見込まれる者
- （5）事業実施地域の地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者
- （6）過去に本事業を活用していない者

2 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（1）又は（2）かつ（3）から（7）の要件を全て満たす農業

経営体とする。

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項で規定する府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- (2) 事業完了後 3 箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- (3) 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- (4) 事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者であること。
- (5) 売上高については、以下のとおりであること。

ア 2 千万円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 1,000 万円以上 2,000 万円未満であること。

イ 5 千万円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 2,000 万円以上 5,000 万円未満であること。

ウ 1 億円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 5,000 万円以上 1 億円未満であること。

エ 2・3 億円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1 億円以上であり、かつ直近 2 期の売上高がいずれも 2.5 億円未満であること。

- (6) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から 3 箇年以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。
- (7) 過去に本事業を活用していないこと。（ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標（別表 1 から 4 に掲げる実施要件）を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請することができる。）

第 4 事業承認の基準

広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）は、実施主体が今後の農業経営の向上を図るために行う具体的な取組内容及びそれに対する目標を定めた計画（以下「事業計画」という。）が、別表 1 から別表 5 に掲げる実施要件の全てを満たす場合でなければ、当該事業計画を承認しないものとする。

第 5 事業の実施等

1 事業計画の作成

- (1) 実施主体は、ビジネスプラン審査申請書（別記第 1 号様式）により、広域振興局長等に申請するものとする。
- (2) 前号の申請に当たっては、事業計画書（ビジネスプラン）（別記第 2 号様式）を

作成し、添付するものとする。

2 事業計画の審査

- (1) 広域振興局長等は、前項の申請があったときは、1億円タイプ及び2・3億円タイプについては外部有識者等で構成する意見聴取会議から、新規就農タイプ、2千万円タイプ及び5千万円タイプについては農業ビジネスセンター京都等の専門家から意見を聴取し、事業採択について審査する。
- (2) 意見聴取会議等に関する事項は、広域振興局長等が別に定めるものとする。

3 事業計画の承認

- (1) 審査によりビジネスプランが適当と認められた実施主体は意見聴取会議等の意見を参考にして、事業計画承認申請書（別記第3号様式）を作成し、広域振興局長等に承認を申請するものとする。
- (2) 広域振興局長等は、事業計画の内容が適当であると認めるときは、当該計画を承認し、実施主体に対して通知するものとする。
なお、補助金の割当内示は事業計画の承認をもってこれに代えるものとする。
- (3) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業計画の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

4 事業計画の変更

実施主体が事業計画を変更しようとする場合にあっては、1及び3の規定を準用するものとする。

なお、変更を要するものは、実施主体の変更、補助金の増額又は補助金の2割を超える減額が生じた場合とし、第5の3の（1）に規定する事業計画承認申請書に代えて、事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）により申請するものとする。

5 交付決定前着手の提出

- (1) 事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合にあっては、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。
- (2) 前号により交付決定前に事業に着手する場合、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上行うものとする。

6 補助金の交付申請等

- (1) 実施主体は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）第5条の規定により、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第6号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 実施主体が規則第9条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第7号様式）により広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、実施主体の変更、補助金の増額、補助金の2割を超える減額が生じた場合とする。

7 実績報告書の提出

実施主体は、事業完了後（2箇年事業の場合は年度ごと）速やかに、規則第13条の規定により事業実績報告書（別記第8号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

8 交付決定の取消し

広域振興局長等は、実施主体が事業実績報告書を提出するまでに本事業の実施に要する経費のうち、金融機関から別表2から5で定める額の貸付け又は貸付決定を受けていない場合は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

9 概算払

実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることができる。

第6 書類の経由

第5の1、3及び6の申請並びに5及び7の提出は、事業実施地域を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局長を経由するものとする。ただし、複数地域で事業を実施し、2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、知事に提出するものとする。

第7 助成

広域振興局長等は、別表に掲げる事業の実施に要する経費について、規則の定めるところにより予算の範囲内で助成するものとする。

本事業により整備した施設及び機械等については、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入するものとする。

第8 推進及び指導体制

府は、事業の円滑な推進を図るため、農業ビジネスセンター京都及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）と連携し、事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

第9 実施状況等の報告

実施主体は、実施状況報告書（別記第9号様式）を事業完了日が属する年度の翌年度から5年間、各年度の実施状況について、当該年度の翌年6月末までに広域振興局長等に提出するものとする。

なお、実施主体は、売上高の実績が事業計画に基づく年度毎の目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月29日3経第244号農林水産部長通知）

- 1 この要領は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 令和2年度までに農業経営体育成事業実施要領（平成22年8月24日付け2担第412号）第5の3のビジネスプランの承認を受けた実施主体及び農企業者育成事業実施要領（平成27年5月26日付け7経第206号）第5の2の事業計画の承認を受けた実施主体については、この要領第5の3の事業計画の承認を受けたものとみなす。

附 則（令和5年7月13日5経第499号農林水産部長通知）

この要領は、令和5年7月13日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年10月25日5経第660号農林水産部長通知）

この要領は、令和5年10月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年3月24日7経第202号農林水産部長通知）

この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 2 及び第 4 関係)

事業種目	新規就農タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後 3 箇年以内に、年間の売上高 1,000 万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後 3 箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より 20%以上の経営規模の拡大又は 20%以上の売上高の増加を目標とすること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の 50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数 5 年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の 30%以内	
補助限度額	1,500 千円以内（1 申請あたり）	
実施期間	1 箇年以内	

別表 2 (第 2 及び第 4 関係)

事業種目	2 千万円タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後 3 箇年以内に、年間の売上高 2,000 万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後 3 箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より 20%以上の経営規模の拡大又は 20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後 3 箇年以内に、1 名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、事業完了前に、常時雇用者を 1 名以上雇用している場合は、事業完了後 3 箇年以内に、新規就農研修生の受け入れ又は新規の常時雇用者 1 名以上の確保を目標とすること。 4 事業費総額の 30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の 50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数 5 年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の 30%以内	
補助限度額	20,000 千円以内（1 申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め 2 箇年度以内	

別表3（第2及び第4関係）

事業種目	5千万円タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高5,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、3名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。 4 事業費総額の40%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	20,000千円以内（1申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

別表 4（第 2 及び第 4 関係）

事業種目	1 億円タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後 3 箇年以内に、年間の売上高 1 億円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後 3 箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より 20%以上の経営規模の拡大又は 20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後 3 箇年以内に、5 名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2 名以上は新規の常時雇用者であること。 4 事業費総額の 50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の 50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数 5 年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の 30%以内	
補助限度額	30,000 千円以内（1 申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め 2 箇年度以内	

別表5（第2及び第4関係）

事業種目	2・3億円タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高が2億円から3億円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、5千万円以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、3名以上は新規の常時雇用者であること。 なお、常時雇用者には財務マネージャー等の専門家を含むこと。 4 事業費総額の60%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	30,000千円以内（1申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	